

岐阜県公報

号外(二) 平成二十四年 五月二十五日

目次

告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示	(環境管理課)	一
窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示	(同)	二
りん含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示	(同)	二

告示

岐阜県告示第二百五十号の二

化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から適用する。ただし、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百四十七号)により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用が猶予されるものについては、平成二十四年十一月二十五日まで適用しない。

平成二十四年五月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

表に次のように加える。

十九	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百四十七号。以下「平成二十四年改正政令」といふ。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(二十の項に掲げるものを除く。)	$Lo = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
二十	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業	$Lo = (Cci \cdot Qci + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

場となった工場又は事業場

表備考中

「Qc」 平成三年七月一日(十二の項)にあっては平成三年十月一日、十四の項平成十年六月十七日、十六の項にあっては平成十二年三月一日、十八の項は平成十三年七月一日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置された又は設置される指定場に係る場合)にあっては、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)にあっては

「Qc」 平成三年七月一日(十二の項)にあっては平成三年十月一日、十四の項平成十年六月十七日、十六の項にあっては平成十二年三月一日、十は平成十三年七月一日、二十の項にあっては平成二十四年五月二十定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

の項にあっては八の項にあって五日)以後に特定排出水の量(同日)は、特定排

岐阜県告示第二百五十号の三

窒素含有量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十八号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から適用する。ただし、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百十七号)により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用が猶予されるものについては、平成二十四年十一月二十五日まで適用しない。

平成二十四年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

表に次のように加える。

三 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令
(平成二十四年政令第四百十七号。以下「平

成二十四年改正政令」といふ。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(四の項に掲げるものを除く。)

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

$$L_n = (C_{n1} \cdot Q_{n1} + C_{n0} \cdot Q_{n0}) \times 10^{-3}$$

表備考中 「Qn1」 平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)にあっては、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

「Qn0」 平成十四年十月一日(四の項)にあっては平成二十四年五月二十五日)以後に特定排出水の量(同日)は、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)に改める。

日)以後に特定以後に設置される位 一日につき

岐阜県告示第二百五十号の四

りん含有量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十九号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から適用する。ただし、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百十七号)により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用が猶予されるものについては、平成二十四年十一月二十五日まで適用しない。

平成二十四年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

表に次のように加える。

<p>三</p> <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（四の項に掲げるものを除く。）</p>	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
<p>四</p> <p>平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

表備考中

「 Q_{pi} 」平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合における排出水の量）（単位：一日につき立方メートル）

「 Q_{po} 」平成十四年十月一日（四の項にあっては平成二十四年五月二十五日）以後に特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合）にあっては、特定排出水の量（単位：一日につき立方メートル）に改める。

平成二十四年五月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社